

No. 15

制 度 名	海岸漂着物等地域対策推進事業	主管課名	資源循環推進課・ 企画調整 G		
		問合せ先	029-301-3020		
目的・趣旨	市町村等が実施する海洋ごみ（海岸漂着物等、漂流物及び海底の堆積物）の回収・処理等の事業に対し補助を行う。				
<p>[対象団体] 市町村、一部事務組合（広域連合を含む）</p> <p>[対象事業]                      (1) 海洋ごみの回収・処理に係る事業                          海洋ごみの回収・処理に係る事業及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究事業                      (2) 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業                          海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業</p> <p>[補助要件等] 市町村等が実施する対象事業に対し、県が補助する事業（間接補助事業）であること。</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費委託料、使用料及び賃借料等、その他環境大臣が必要と承認した経費）</p> <p>[補助限度額等] 7/10</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
		7/10	—	3/10	—
[令和6年度当初予算額] 13,012 千円		[令和6年度補助対象団体] 高萩市他 4 団体			
[備考]					